

## 資料⑥ 一般党員の投票実施要領

一般党員の投票は、代表選挙規則第 11 条の規定により郵便投票により行う。

### 1 日程

11 月 19 日 投票用紙・候補者政見の発送

11 月 30 日 大阪南郵便局に到達をもって有効

12 月 1 日 大阪南郵便局から開票所に搬送

### 2 投票用紙の送付

- 次のとおり投票用紙を送付する。

一般党員の住所あて封書で以下のものを郵送

- ・代表選挙のお知らせ
- ・投票用紙（官製葉書に印刷）
- ・候補者政見を同封

- 再送依頼又は宛て所不明で返却された分の対応

確定した有権者名簿に基づき発送した一般党員の投票用紙は、党本部及び郵便局側の瑕疵も含めいかなる理由によっても再送しない。

### 3 投票用紙の返送先

- ・次の指定郵便局留めとする。

大阪南郵便局（大阪市中央区東心齋橋 1-4-2）